

お客様各位

杜の都信用金庫

「電子交換所」設立に伴う手形・小切手のお手続きについて

全国銀行協会は、2022年11月に電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を設立することを決定しました。設立に伴い、全国各地の手形交換所は廃止され、原則すべての手形・小切手の交換業務はイメージデータで交換を行う取扱いに変更されます。

お客様のお手続き方法に変更はございませんので、すでにお持ちの手形・小切手についても従来通りご利用いただけます。

なお、詳細は別添「[電子交換所設立のご案内](#)」をご覧ください。

1. 手形・小切手のお手続きに関する留意事項

(1) 手形・小切手用紙へのご記入

電子交換所では、手形・小切手の券面の情報を読み取り、データ化のうえ、金融機関間でイメージデータの送受信を行います。そのため、手形・小切手の券面への必要事項以外の書込み（メモ書き等）はお控えください。

- ① 金額欄には、複記しないでください。
- ② 黒塗り部分には、文字等を記載しないでください。
- ③ 記名なつ印や金額、その他の記載はQRコード欄に重ならないようご注意ください。
- ④ 銀行渡り印等は、左上の小切手番号、金額欄に重ならないようご注意ください。

※手形・小切手用紙は2022年11月4日（金）以降お申込み分より、QRコード付きになります。

銀行渡り No. AA12345 小切手 全国 5001 1170-XXX

支払地 宮城県仙台市 杜の都信用金庫〇〇支店

金額 ¥500,000※ (1) ¥500,000

上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人へお支払いください 拒絶証書不要

発出日 令和 XX年 XX月 XX日 宮城県仙台市〇〇区〇〇-〇〇 株式会社●●●商店 代表取締役 △△ △△△ (3) 印

発出地 宮城県仙台市 発出人

(2) (4)

No. 約束手形 No. DA1234567 全国 5001 1170-XXX

収入 株式会社〇〇〇商事 股 (1) 金額 金壹百万円 ¥1,000,000

支払期日 令和 XX年 XX月 XX日 支払地 宮城県仙台市 支払場所 杜の都信用金庫 〇〇支店

上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします

令和 XX年 XX月 XX日 宮城県仙台市 宮城県仙台市〇〇区〇〇-〇〇 株式会社●●●商店 代表取締役 △△ △△△ (3) 印 (2)

(2) 金額欄のご記入方法

- ① アラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）でご記入の場合
- ② チェックライターを使用し、金額は濃い文字となるよう、インクをご確認ください。
- ③ 金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」（カンマ）を印字してください。

(3) 漢数字でご記入の場合

- ① 下表の漢数字のみを使用し、楷書で丁寧に記入してください。
- ② 金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	弍	弓	弑	弒	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100		1,000			10,000		
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

（その他） 金、円、圓（円の異字体）、億

(4) 訂正方法

- ① 金額を誤記された場合は、訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ② 金額以外の記入事項を訂正される場合は、訂正箇所にお届け印をなつ印することとし、訂正の記入やなつ印を、金額欄、金庫名に重ねないでください。

(5) 振出日のご記入方法

- ① 和暦にて日付印や消しにくい筆記具を使用して記入してください。
- ② 日付印がかすれたり不鮮明な場合は加筆等をしないで、二条線で抹消し届出印をなつ印のうえ、日付印を押し直してください。手書きの場合も同様をお願いします。

(6) 記名印のご記入方法

- ① 届出の記名印を所定の箇所に、鮮明に印字してください。
- ② 記名印にゴミ等がついた場合は、取り除いてから印字してください。
- ③ インクは濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどして鮮明に印字してください。
- ④ 記名印が経年劣化等で、摩滅や破損により鮮明に印字できない場合は、記名印を作り直すなどして記名印変更の届出を提出してください。

(7) 届出印のなつ印方法

- ① 届出の印鑑を記名印の右側に、記名印と重ならないようになつ印してください。
- ② 印鑑は朱肉やゴミ等が溜まりやすいので、定期的な汚れを取り除いて使用してください。
- ③ 印鑑は朱肉が濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどをして常に鮮明になつ印するようにしてください。
- ④ 不鮮明等により印鑑を押し直す場合は、不要な印鑑は二条線で抹消してください。

2. お支払い可能日等の変更

電子交換所による手形・小切手の交換業務開始後は、支払場所が遠隔地の場合、お支払い可能日、時間が早まることがございます。

なお、決済資金のご用意は、従来どおり支払期日までにご入金ください。

種類	変更前		変更後	
	交換所	払戻可能日	電子交換所	払戻可能日
手形	仙 台	支払期日の翌営業日	全 国	支払期日の翌営業日 資金決済後
	仙台以外	支払期日の翌々営業日 または 支払期日		
小切手	仙 台	お口座ご入金 の翌々営業日		お口座ご入金 の翌々営業日 資金決済後
	仙台以外	支払金融機関に 郵送された小切手が 到着日以降		

※資金のお支払い可能日は、通帳の「摘要」欄に表示されます。

3. 電子交換所を経由しない取立

電子交換所による手形・小切手の交換業務開始後は、原則としてすべての手形・小切手は電子交換所を経由して決済されることとなります。

しかしながら、以下のいずれかに該当する場合、電子交換所を経由することができませんので、個別に取立となります。

- ① 電子交換所に交換呈示することができない一部証券類（預金通帳など）の取立を行う場合
- ② 手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合
- ③ その他何らかの事情により個別の取立が必要となる場合

以 上